

平成 30 年度  
鳥取県智頭町国民健康保険事業計画

平成 30 年 2 月

智頭町



－目次－

はじめに	2
<b>I. 国民健康保険事業運営（特別会計）の現状と課題</b>	<b>3</b>
1. 国民健康保険事業運営の現状	3
(1) 医療費の動向	4
(2) 国民健康保険事業の運営	5
(3) 財政の状況	6
2. 国民健康保険事業運営の課題	7
<b>II. 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み</b>	<b>8</b>
1. 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上	8
(1) 国民健康保険税の改定状況	8
(2) 資格管理による適正な賦課	9
2. 国民健康保険税収納率向上への取り組み	10
(1) 国民健康保険税の収入状況	10
(2) 国民健康保険税滞納整理の推進	10
3. 医療費適正化への取り組み	11
(1) レセプト点検調査	11
(2) 第三者行為損害賠償求償	11
(3) 被保険者資格管理の適正化	12
(4) 医療機関等受診に係る総医療費の通知	12
(5) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用の促進	13
4. 健康づくりへの取り組み	14
(1) 特定健康診査事業	14
(2) 特定保健指導事業	14
(3) 特定健康診査後の受診勧奨	15
(4) 特定健康診査後の食事指導	15
(5) 特定健康診査後の健康教室	15
(6) 智頭町ドック事業	15
<b>III. その他の取り組み</b>	<b>17</b>
1. 特定健康診査情報提供事業	17
2. 全国健康保険協会（協会けんぽ）鳥取支部との取り組み	17

## はじめに

「医療保険改革関連法案」（平成 27 年 3 月 3 日閣議決定）において、都道府県が国民健康保険（以下、国保とする。）事業運営の中心的な役割を担うことが示された。国保は社会保険等に比べ高齢者の割合が多く、医療費水準が高い一方で、加入者の所得水準は低く、保険税軽減世帯が約 7 割を占めており、給付を支えるだけの財源確保が難しいという構造的な問題を抱えている。平成 30 年 4 月施行の国保制度改革により、鳥取県・19 市町村が共同で国保を運営し、制度の安定化を図るため、平成 29 年 11 月発布の「鳥取県国保運営方針」が定められ、今後これを基に都道府県内で事業の効率化・共同化について協議が進められる。

本町国保の加入状況（平成 28 年度年報平均）は、1,112 世帯、被保険者数が 1,907 人で、加入率（町の人口に対する国保加入者の割合）は 24.2%を占めている。国保被保険者平均年齢は 55.5 歳と、鳥取県や国の平均よりも高い。近年は前期高齢（65～74 歳）被保険者の増加に比べ、国保の基盤を支える生産年齢（15～64 歳）被保険者の減少が著しく、高齢化や生活習慣病の増加による医療費の増加が懸念される。

このような状況のもと、安定的な国保事業運営に向けて、各事業が効果的かつ効率的に推進できるよう取り組みの方向性や目標を設けた事業計画を策定する。

表 1 人口構成概要（平成 28 年度・累計）

	人口総数（人）	高齢化率（%）	被保険者数（人） （加入率%）	被保険者 平均年齢（歳）	出生率（%）	死亡率（%）
智頭町	7,660	35.8%	1,852 (24.2%)	55.5	4.4%	15.9%
鳥取県	578,992	26.5%	130,915 (22.6%)	54.0	8.3%	12.0%
国	124,852,975	23.2%	32,587,223 (26.9%)	50.7	8.6%	9.6%

※国保データベース（KDB）システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」より

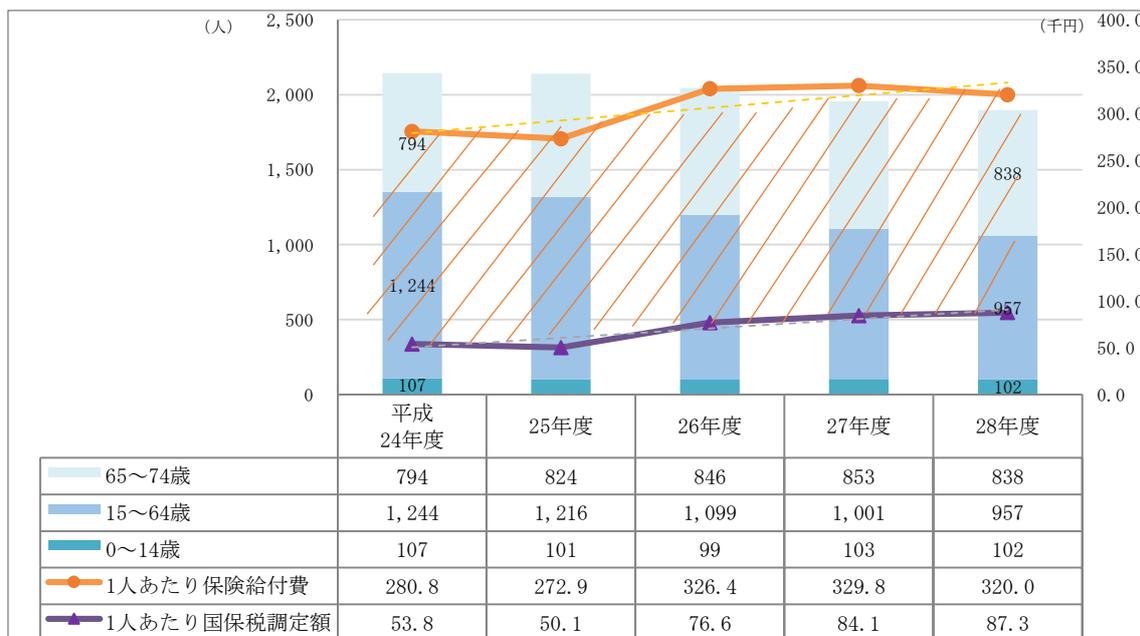


図 I 年齢別被保険者数と 1 人当たり国保税・保険給付費の推移

※国民健康保険実態調査より

## I. 国民健康保険事業運営（特別会計）の現状と課題

### 1. 国民健康保険事業運営の現状

本町国保特別会計は、増加する保険給付費に見合う収入の確保が必要となる中、国民健康保険税（以下、国保税とする。）の急激な引き上げを防ぐため、平成 23 年度から 27 年度の 5 年間に約 3 億円ある財政調整基金のうち、約 1 億 8 千万円を取り崩した。

平成 28 年度末基金保有額は、116,503,283 円である。国が示す安定的な基金保有額の基準は 3 ヶ年平均保険給付費の 5% となっており、本町では 31,994,623 円となっている。また、1 人当たり基金保有額は、61,414 円となっている。

国保事業においては保険給付費（歳出）を管理していくことが重要であり、歳出に見合う財源（歳入）を確保することが取り組みの基本となる。本町国保特別会計歳入における国保税収納状況は図 I-2 のとおりである。

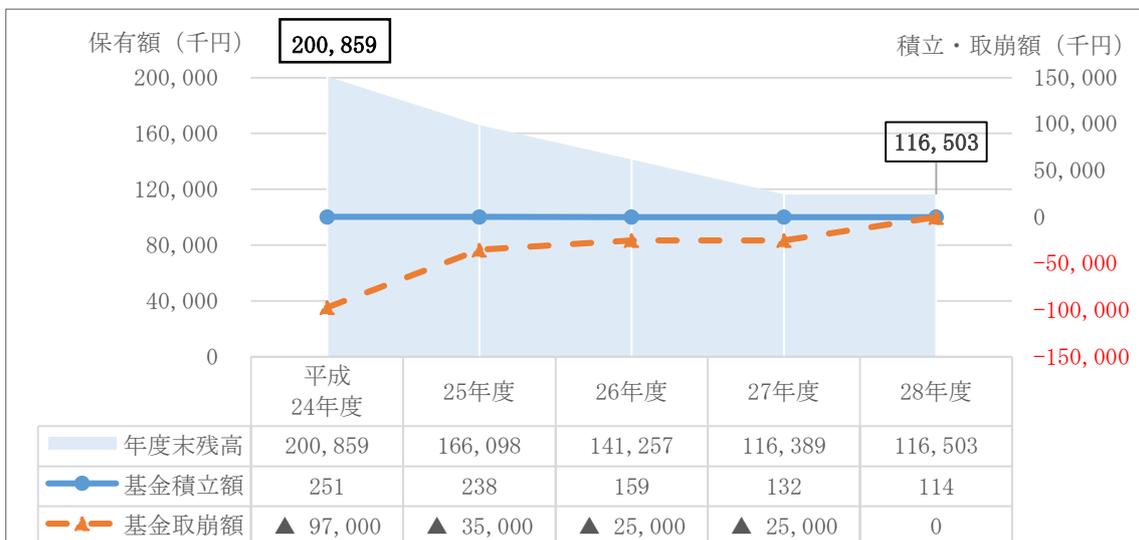


図 I-1 財政調整基金保有額の推移

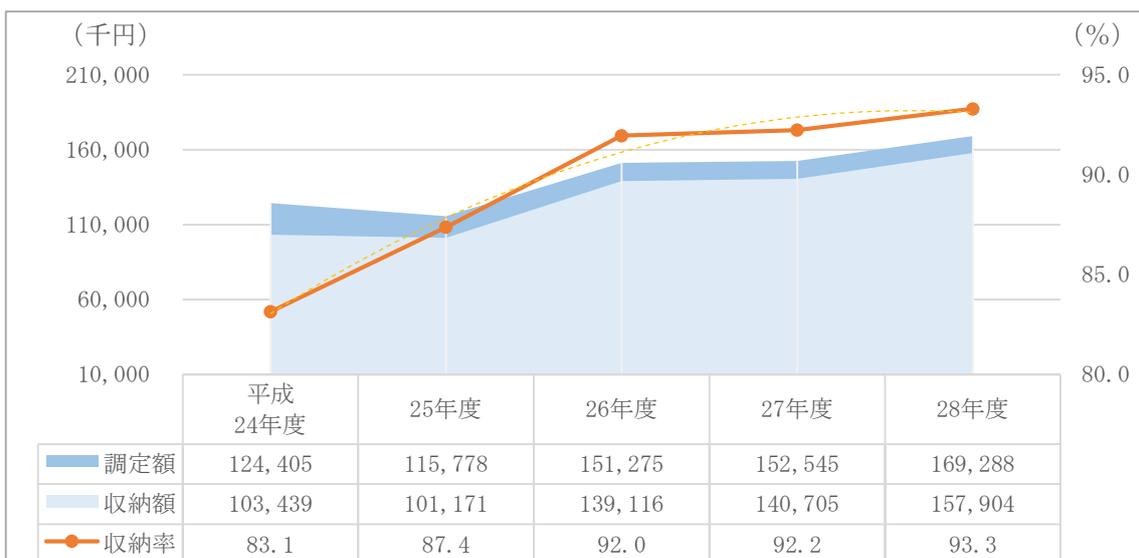


図 I-2 国保税収納率の推移

### (1) 医療費の動向

一方、歳出における医療費については、表 I-1 のとおりである。保険給付費総額は医療の高度化等に伴い増加傾向にあり、1人当たりの保険給付費も年々増加している。これらの現状に対し、レセプト点検調査や保健事業の実施、交通事故等に係る第三者行為に対する求償事務により歳出の抑制を図っているものの、依然運営は厳しい状況にある。

表 I-1 療養の給付等推移

( ) 内鳥取県平均

	平成 26 年度	伸び率	27 年度	伸び率	28 年度	伸び率
1人当たり診療費(円)	297,498 (287,635)	119.5% (104.0%)	292,631 (293,792)	98.3% (102.1%)	292,244 (298,478)	99.87% (101.6%)
一般被保険者	285,042 (285,893)	117.1% (104.3%)	294,577 (293,208)	103.3% (102.6%)	291,305 (298,434)	98.88% (101.8%)
退職被保険者	398,138 (310,959)	137.4% (102.7%)	<b>273,214</b> (303,036)	<b>68.6%</b> (97.5%)	<b>307,148</b> (299,495)	<b>112.4%</b> (98.8%)
100人当たり受診率(%)	4.85 (1.34)	103.4% (103.0%)	5.06 (1.39)	104.3% (103.7%)	5.24 (1.44)	103.6% (103.6%)
一般被保険者	5.45 (1.44)	102.3% (102.1%)	5.57 (1.48)	102.2% (102.8%)	5.57 (1.50)	100.0% (101.4%)
退職被保険者	44.05 (19.31)	113.2% (117.6%)	<b>55.56</b> (23.36)	<b>126.1%</b> (121.0%)	<b>88.50</b> (34.97)	<b>159.2%</b> (149.7%)
1件当たりの日数(日)	2.07 (2.06)	100.9% (1.05%)	2.03 (2.03)	98.1% (98.5%)	1.96 (2.00)	96.6% (98.5%)
一般被保険者	2.06 (2.07)	100.1% (98.6%)	2.04 (2.04)	99.0% (98.6%)	1.96 (2.00)	96.1% (98.0%)
退職被保険者	2.11 (1.91)	98.1% (96.5%)	1.94 (1.90)	91.9% (99.5%)	2.03 (1.86)	104.5% (97.9%)
1日当たりの診療費(円)	15,120 (13,554)	115.4% (103.4%)	15,051 (13,737)	99.5% (101.4%)	15,603 (14,101)	103.7% (102.6%)
一般被保険者	14,760 (13,495)	114.0% (103.3%)	15,283 (13,703)	103.5% (101.5%)	15,767 (14,084)	103.2% (102.8%)
退職被保険者	<b>17,607</b> (14,318)	<b>124.5%</b> (104.9%)	<b>12,935</b> (14,273)	<b>73.5%</b> (99.7%)	<b>13,500</b> (14,501)	<b>104.4%</b> (101.6%)

※国保事業年報より(平成28年度の数値は、速報値。)

※太字…前年度数値より20%以上の増減があるもの。/網掛け…鳥取県平均と比較して20%以上の乖離があるもの。

今後は、平成30年4月の診療報酬等改定が予定されていること、被保険者数の減少に加え、前期高齢者の加入率上昇傾向が続いていることを踏まえた運営が必要となる。

このような厳しい財政状況の中、安定的な国保事業を維持するため、医療費の動向、国保税収入、基金残高等を注視しながら、国保税率改定を検討するとともに、さらなる支出の抑制を図っていく必要がある。また、国保都道府県化に向けた事業の標準化・効率化が進められる中、国保事業の適正な運営と財政の安定化を図るため、税の収納対策、医療費適正化、保健事業の充実に一層努めなければならない。

## (2) 国民健康保険事業の運営

医療技術の進歩等に伴い 1 人当たりの保険給付費が増加する一方で、それを支える被保険者数は平成 25 年度から毎年約 50 人ずつ減少している。特に生産年齢である 15 歳から 64 歳の加入者数は毎年約 100 人のペースで減少しており、加入者全体の約 70%は税率軽減世帯となっているため、給付に見合う財源の確保が厳しい状況が続いている。

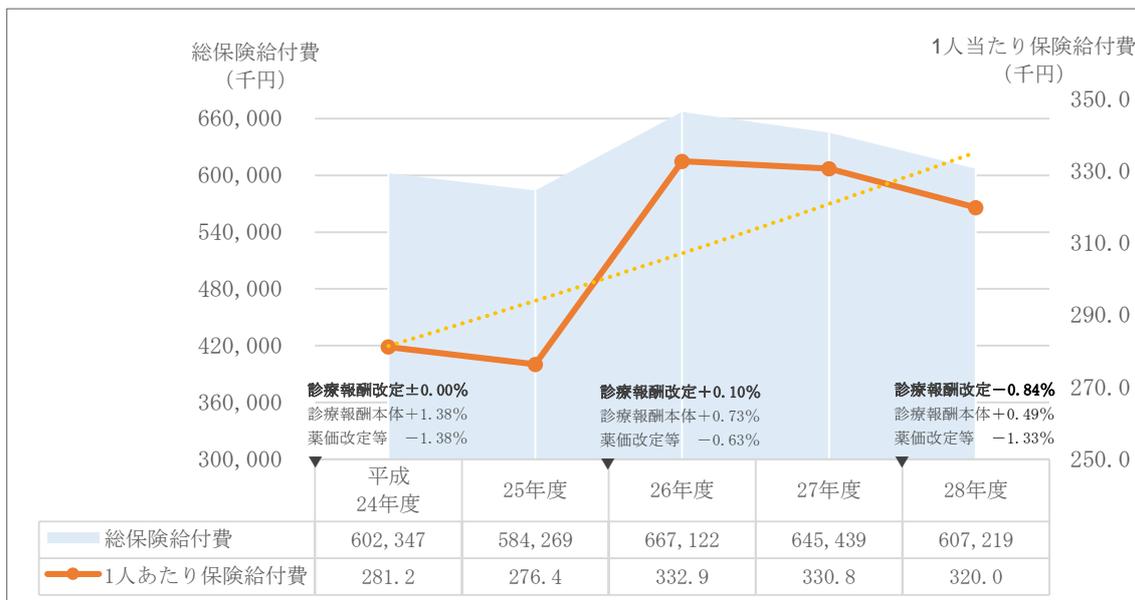


図 I -3 本町国保保険給付費総額と 1 人当たり保険給付費の推移

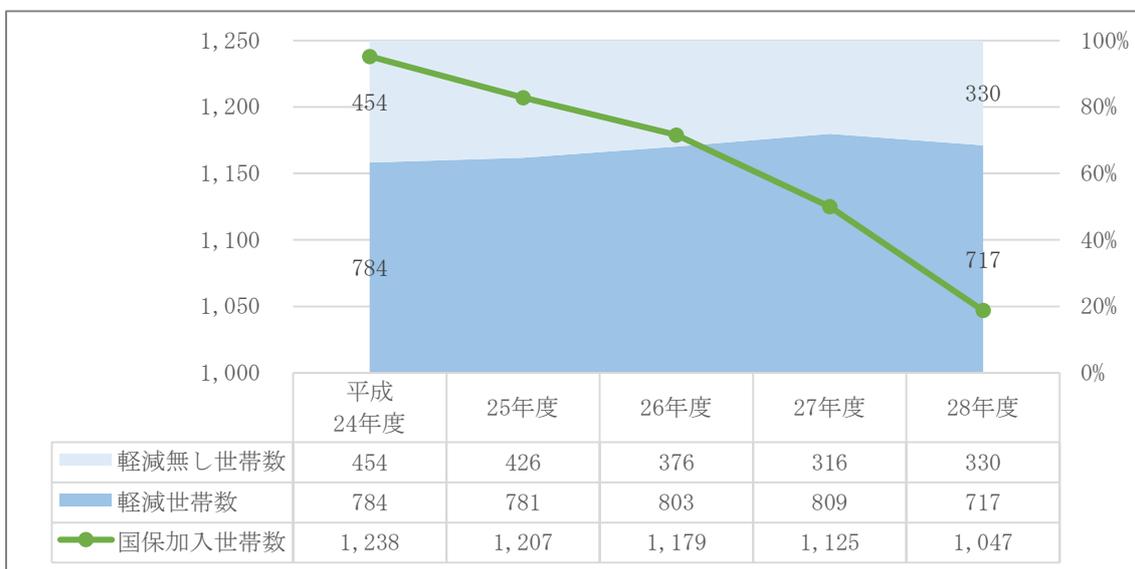


図 I -4 国保加入世帯数に占める税率軽減世帯の推移

### (3) 財政の状況

なお、前述の歳入・歳出の状況から、国保事業特別会計の決算状況を見ると、表 I-2 のとおりである。

表 I-2 国保事業特別会計 3ヶ年決算額推移

(千円、%)

		平成 26 年度		27 年度		28 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
歳入	国保税	139,116	13.5%	140,705	13.0%	158,030	15.7%
	補助金・交付金	745,808	72.7%	789,795	73.1%	815,654	80.9%
	繰入金	73,893	7.2%	82,639	7.6%	86,685	8.6%
	繰越金	43,375	4.2%	42,964	4.0%	17,037	1.7%
	基金取崩し	25,000	2.4%	25,000	2.3%	0	0.0%
	その他の収入	735	0.0%	675	0.0%	247	0.0%
	小計	1,028,927	100.0%	1,081,778	100.0%	1,077,653	100.0%
歳出	保険給付費	667,062	67.7%	645,397	60.6%	607,219	60.1%
	拠出金・納付金	281,952	28.7%	382,860	36.0%	377,973	37.4%
	その他の支出	35,949	3.6%	36,484	3.4%	23,521	2.3%
	小計	984,963	100.0%	1,064,741	100.0%	1,008,713	100.0%
差引収支額		42,964		17,037		68,940	

表 I-3 財政調整基金保有額の推移

(円)

	平成 26 年度	27 年度	28 年度
当初保有額	166,097,739	141,256,967	116,389,243
積立額	159,228	132,276	114,040
取崩額	25,000,000	25,000,000	0
年度末残高	141,256,967	116,389,243	116,503,283

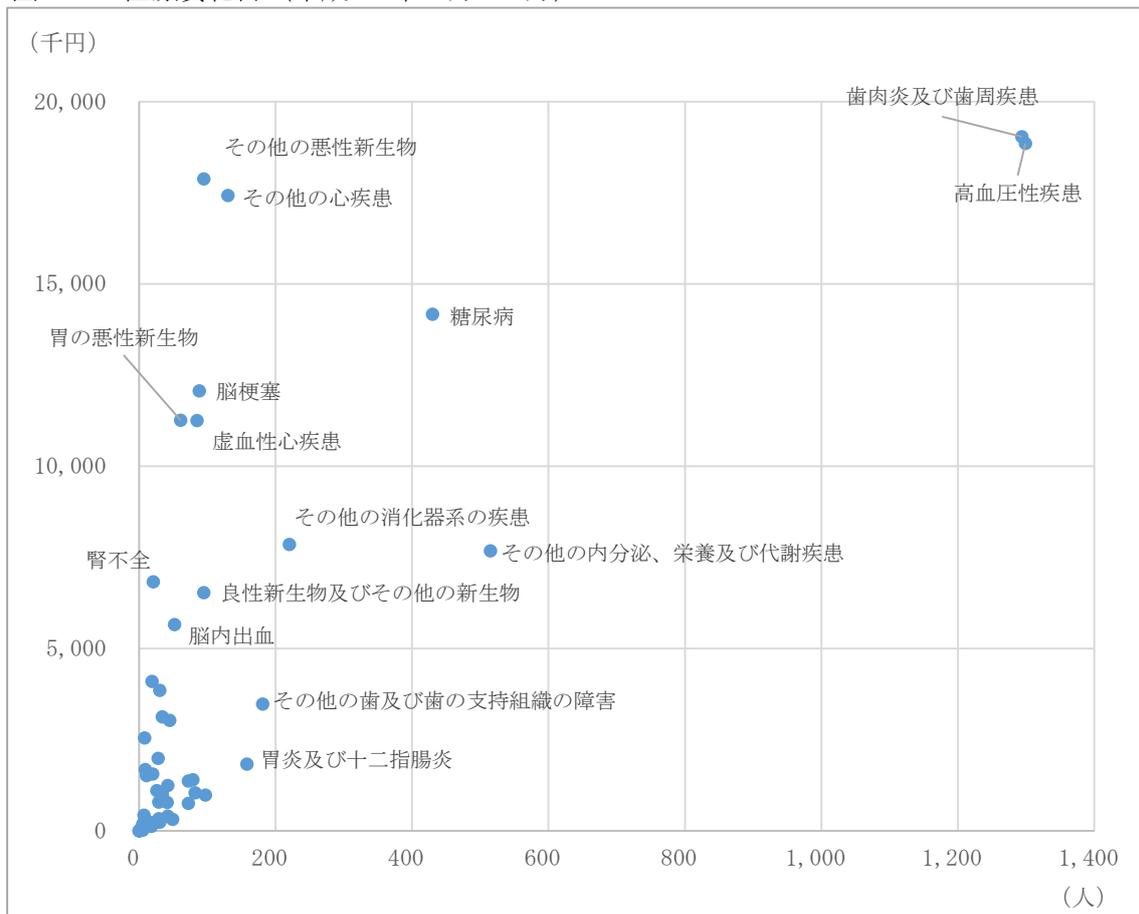
## 2. 国民健康保険事業運営の課題

国保事業運営の対象となる被保険者数は減少傾向にあるものの、1人当たりの医療費は増加傾向にあることから、保険給付費も増加の一途をたどっている。

その一方で被保険者は高齢低所得者が多くを占め、約70%が税率軽減世帯という中で課税所得も年々減少していることから収納強化を行っても保険給付費の伸びに見合う財源の確保が厳しい状況にある。

また、医療費の状況は、図I-5にあるように歯肉炎及び歯周疾患、高血圧性疾患は患者数が多いため、医療費総計も高くなっている。悪性新生物、糖尿病、虚血性心疾患は、患者数がそれほど多くないにも関わらず医療費総計が高くなっており、1人当たりの医療費が高くなっていることが分かる。

図I-5 医療費総計（平成26年4月～9月）



※智頭町国民健康保険データヘルス計画より

以上のような、国保事業運営に係る課題の解決に向けて、効果的かつ効率的に事業を推進し、当該国保事業運営の健全化を図る必要がある。

## II. 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

### 1. 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上

国保事業の現状を踏まえ、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標値を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図るものとする。

#### (1) 国民健康保険税の改定状況

国保事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である保険税を適正に賦課し、収納していくことが重要であり、国保税を保険給付費等の支出に見合うよう検討していく必要がある。

この度の国保制度改革により、国民健康保険特別会計の大幅な改定が行われた。収支のバランスを見直した結果、平成30年度は緩やかに引き下げ改定を行い、国保税県内一本化を見据えた賦課割合とする。

表II-1 国民健康保険税率（医療分）の改定状況

	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	1人当たり調定額 (円)	賦課限度額 (円)
平成24年度	4.80	27.50	13,000	12,000	36,551	510,000
25年度	4.80	27.50	13,000	12,000	34,150	510,000
26年度	5.50	30.00	20,000	19,000	44,699	510,000
27年度	5.80	31.30	21,500	20,400	46,630	520,000
28年度	6.90	31.90	21,700	20,600	52,010	540,000
29年度	7.90	32.80	23,000	21,000	58,849	540,000

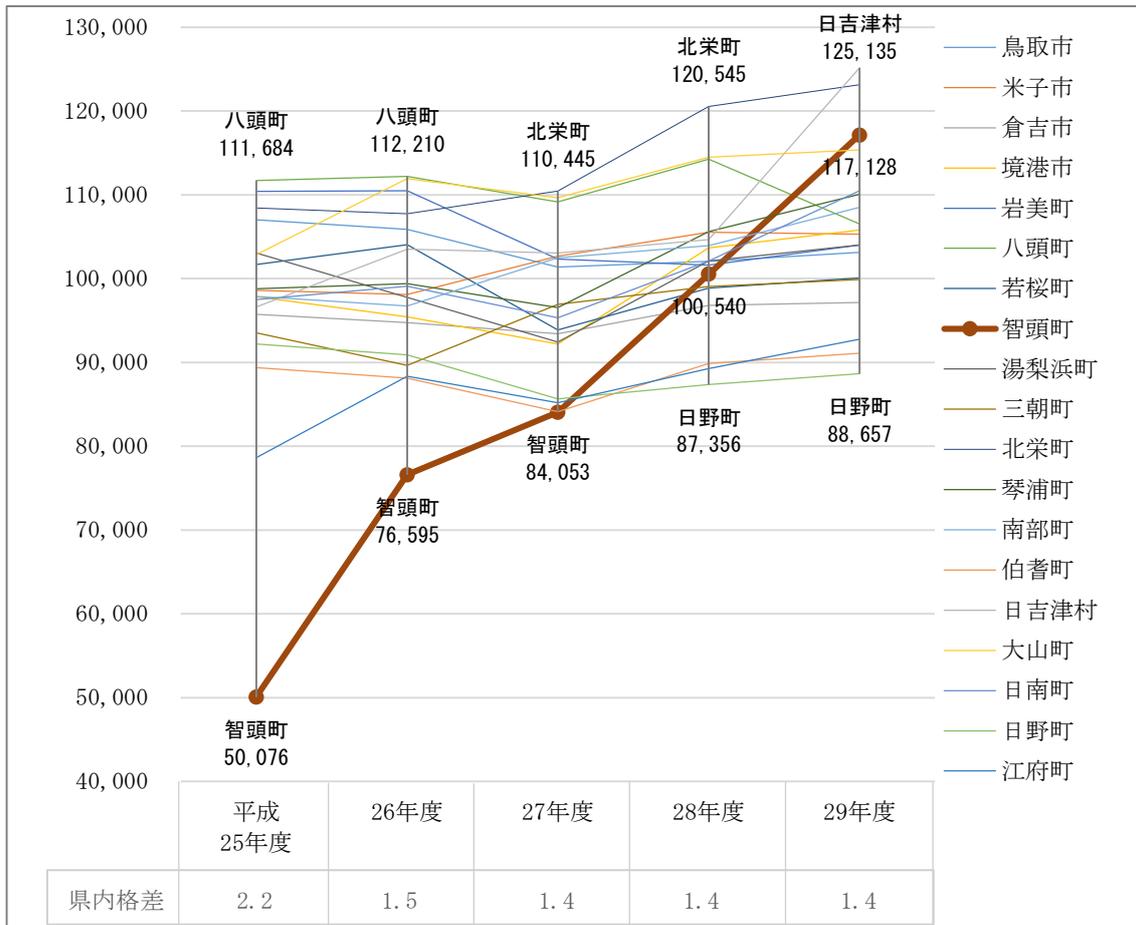
表II-2 国民健康保険税率（後期分）の改定状況

	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	1人当たり調定額 (円)	賦課限度額 (円)
平成24年度	1.00	6.00	3,000	2,100	7,727	140,000
25年度	1.00	6.00	3,000	2,100	7,228	140,000
26年度	1.90	8.60	7,200	6,000	15,046	160,000
27年度	2.30	9.90	8,700	7,400	17,700	170,000
28年度	3.40	11.00	8,900	7,600	22,251	190,000
29年度	3.70	11.80	10,200	8,000	25,273	190,000

表II-3 国民健康保険税率（介護分）の改定状況

	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	1人当たり調定額 (円)	賦課限度額 (円)
平成24年度	0.90	6.00	3,500	2,800	9,521	120,000
25年度	0.90	6.00	3,500	2,800	8,698	120,000
26年度	1.60	9.20	8,400	5,000	16,850	140,000
27年度	1.90	10.50	9,900	6,400	19,724	160,000
28年度	3.00	11.60	10,100	6,600	26,280	160,000
29年度	3.90	12.80	12,000	7,000	33,006	160,000

図Ⅱ-1 1人当たり国保税(料)調定額の推移



※鳥取県公式ホームページより

(2) 資格管理による適正な賦課

目的	国保税を適正に賦課するため、退職被保険者等をはじめとする被保険者の資格の把握、所得の把握や早期の適用等を図る。
目標及び取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の適用 未適用者の早期発見に努めるとともに、資格を遡及して適用させる必要が生じたときは給付等に係る事項の取扱に留意しながら、国保税について遡及して適正に賦課する。</li> <li>●退職被保険者の適用 退職被保険者の適用については、国保連合会より提供される年金受給権者一覧の活用等により、早期発見、適用の適正化に努める。 ※退職者医療制度は平成26年度末で廃止されたが、それまでに資格があった者については65歳到達まで適用となる。</li> <li>●適用適正化に関する所得状況の把握 所得状況については、引き続き所得申告書の提出を求める。また、これまでの来庁時の聞き取りに加え、所得申告の必要性(申告が無ければ適正賦課ができない旨)を町報、町HP、告知端末等でPRしていく。</li> </ul>

## 2. 国民健康保険税収納率向上への取り組み

### (1) 国民健康保険税の収入状況

調定と収入額は、被保険者の減少傾向や高齢化の進展等により変動している。なお、収納率に関しては収納率向上対策の取り組みにより高い収納率を維持している。(図 I-2)

また、滞納繰越分においても収納率向上の取り組みにより、年々調定額が減少している。

### (2) 国保税滞納整理の推進

目的	収納率向上及び滞納額の削減は、公平性の確保にとって極めて重要である。町税全体の滞納整理を見直して改善する中で、国保税についても更なる収納率向上に努める。																						
目標値	現年分、滞納繰越分ともに前年度の収納率を上回るものとする。 ※平成 28 年度現年分収納率 98.20%、滞納繰越分収納率 19.67%																						
取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●滞納整理の早期着手                      新たな滞納者の発生を防止するため、早期の対応（財産調査、滞納処分等）により、現年度分の年度内徴収の取り組み強化を図る。</li> <li>●納税相談の実施                      納期内納付が難しいと申し出のあった納税者に対して随時納税相談を実施する。特に滞納者から納税相談があった場合には、本人の申述内容だけでなく、財産調査の結果も踏まえた上で適正な納付額による納税指導を行い、短期保険者証等の交付により納付履行を促す。不履行者には滞納処分を執行し、納期内納税者との公平性を確保する。</li> <li>●納税緩和措置の適用                      納税相談者をはじめとして、法令及び条例の規定により納付が困難と認められる滞納者には、納税緩和措置を適用する。なお、緩和措置の適用にあたっては、十分な調査及び検討を行う。</li> <li>●口座振替の推進                      収入確保の観点から、口座振替への促進は重要である。引き続き、町報や町HP、告知端末等による啓発や、納付書送付時、窓口対応により推進していく。</li> </ul> <p>国保税滞納状況の推移 <span style="float: right;">(件、千円)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国保加入世帯数</td> <td style="text-align: center;">1,179</td> <td style="text-align: center;">1,125</td> <td style="text-align: center;">1,074</td> </tr> <tr> <td>滞納世帯数</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">39</td> </tr> <tr> <td>資格証明書等発行件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>不納欠損額</td> <td style="text-align: center;">354</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">1466</td> </tr> </tbody> </table> <p>※最終財務・収入・繰越組替一覧表（過年分）より</p>				平成 26 年度	27 年度	28 年度	国保加入世帯数	1,179	1,125	1,074	滞納世帯数	12	36	39	資格証明書等発行件数	0	0	0	不納欠損額	354	1,200	1466
	平成 26 年度	27 年度	28 年度																				
国保加入世帯数	1,179	1,125	1,074																				
滞納世帯数	12	36	39																				
資格証明書等発行件数	0	0	0																				
不納欠損額	354	1,200	1466																				

### 3. 医療費適正化への取り組み

#### (1) レセプト点検調査

目的	レセプト点検調査は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その調査結果から医療費の構造や医療費の実態を把握するための基礎資料となる。																																					
目標値	レセプト点検事務により医療費の適正な支給を行うなどの観点から、その目標水準は前年度財政効果率を上回るものとする。																																					
取り組みの方向性	<p>[レセプト点検の主な項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者資格点検</li> <li>・ 請求内容点検</li> <li>・ 給付発生原因の把握</li> </ul> <p>レセプト点検調査における請求内容点検は、再審査請求等を行い、無駄な医療費の支出を抑制するために有効な手段である。また、給付発生原因の把握も、当該傷病原因が、交通事故等の第三者行為によるものであれば、被保険者から被害届の提出を求めるなど、速やかな求償事務を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 目標達成のもとで、点検技術や知識を習得するため、県及び国保連合会が主催する研修会へ積極的に参加する。</li> <li>● レセプト電算システムを有効活用するとともに、点検体制の強化、見直しを検討する。</li> <li>● 重複頻回受診の指導となる者の抽出及び受診状況の把握を行い、保健師の電話・訪問により、重複頻回受診が及ぼす弊害（重複検査、重複服薬等）を啓発する。</li> </ul> <p>レセプト点検調査効果額の推移（一般・退職） <span style="float: right;">(千円)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成 26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">診療報酬明細請求額</td> <td>658,834</td> <td>639,257</td> <td>604,093</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">財政効果</td> <td>資格点検</td> <td>1,869</td> <td>1,804</td> <td>1,673</td> </tr> <tr> <td>内容点検</td> <td>116</td> <td>189</td> <td>1,744</td> </tr> <tr> <td>返納金等</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,985</td> <td>1,993</td> <td>3,438</td> </tr> <tr> <td colspan="2">財政効果率 (%)</td> <td>0.30</td> <td>0.31</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td colspan="2">前年度比較</td> <td>0.09</td> <td>0.01</td> <td>0.78</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※国民健康保険事業報告より</p>			平成 26 年度	27 年度	28 年度	診療報酬明細請求額		658,834	639,257	604,093	財政効果	資格点検	1,869	1,804	1,673	内容点検	116	189	1,744	返納金等	0	0	21	合計	1,985	1,993	3,438	財政効果率 (%)		0.30	0.31	1.09	前年度比較		0.09	0.01	0.78
		平成 26 年度	27 年度	28 年度																																		
診療報酬明細請求額		658,834	639,257	604,093																																		
財政効果	資格点検	1,869	1,804	1,673																																		
	内容点検	116	189	1,744																																		
	返納金等	0	0	21																																		
	合計	1,985	1,993	3,438																																		
財政効果率 (%)		0.30	0.31	1.09																																		
前年度比較		0.09	0.01	0.78																																		

#### (2) 第三者行為損害賠償求償

目的	第三者から受けた傷害の治療費は、国保で受診せず、原則として加害者が負担する。一時的に国保を使って医療を受ける際は、事前に届出が必要となる。これらを周知し、適切な受療を促す。
目標及び取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者証交付時に、第三者行為による傷害を受けた場合の受診について記載があるパンフレットを同封する。</li> <li>● 町報や町HPでの周知により、事故に遭った際の届出徹底を図る。</li> <li>● レセプト点検や療養費給付申請受付時に給付発生原因を把握し、必要があれば届出を促す。</li> </ul>

### (3) 被保険者資格管理の適正化

<p>目的</p>	<p>●資格喪失後受診の減少          社会保険等に加入した後も国保で受診する「資格喪失後受診」は、本来他の医療保険者が支払うべき保険給付費を国保保険者である本町が支払うこととなるため、資格喪失後受診をできる限り減らすことが医療費適正化へつながる。</p> <p>●退職者医療制度への適用促進          厚生年金や共済年金等を受けている人で、年金加入期間が20年以上、もしくは40歳以降で10年以上の加入期間がある人は、退職者医療制度で医療を受診することができる。その際、保険給付費に対し、拠出金が国保会計に交付される。退職者医療制度への適用を適正化することにより、国保財政の負担軽減を図ることができる。</p> <p>※退職者医療制度は平成26年度末で廃止されたが、それまでに資格があった者については65歳到達まで適用となる。</p>
<p>目標値</p>	<p>被保険者証等を医療機関に提示することで、国保資格を有することを証明し、正しい負担割合で明確な医療を受けることを目的に、被保険者証を交付しているが、さらに目標達成度を高めるため、長期(3ヵ月以上)の遡及適用を減らすものとし、その目標を5%以下とする。</p>
<p>取り組みの方向性</p>	<p>従来の未適用者や重複適用防止などに留意した適用の適正化の取り組み及び広報活動の充実強化を図る。また、退職者医療の適用に関し、被保険者証更新時における適正化の徹底を図る。</p>

### (4) 医療機関等受診に係る総医療費の通知

<p>目的</p>	<p>医療機関等受診時に窓口で支払う自己負担額は、総医療費の1割～3割となっており、残りの部分は加入者が負担する国保税等でまかなわれている。「医療費通知」の送付により、被保険者に医療費負担の仕組みや健康管理について理解を深めてもらい、適正な保険診療の受診へつなげる。</p>																				
<p>目標及び取り組みの方向性</p>	<p>●医療機関等を受診した際の医療費総額を記載した「医療費通知」を国保連合会へ委託作成し、通知することで総医療費の削減を図る。</p> <p>[医療費の額以外の通知内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診年月 ・受診者名 ・医療機関等の名称 ・入院通院等の別</li> <li>・入院通院等の日数</li> </ul> <p>医療費通知実施状況</p> <table border="1" data-bbox="448 1637 1350 1839"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯数</td> <td>1,220</td> <td>1,175</td> <td>1,074</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>対象月数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>5,055</td> <td>4,851</td> <td>3,953</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	27年度	28年度	世帯数	1,220	1,175	1,074	実施回数	6	6	6	対象月数	6	6	6	実施件数	5,055	4,851	3,953
	平成26年度	27年度	28年度																		
世帯数	1,220	1,175	1,074																		
実施回数	6	6	6																		
対象月数	6	6	6																		
実施件数	5,055	4,851	3,953																		

(5) 後発医薬品（ジェネリック）利用の促進

<p>目的</p>	<p>新薬の特許期間終了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売される後発医薬品（以下、ジェネリックとする。）は、新薬と同様の効果を得られるものとして普及してきており、薬品の価格を7～2割と大幅に抑えることができる。被保険者負担の医療費を軽減すると共に、増大する保険給付費を抑えるため、利用促進の取り組みを行う。</p>																
<p>目標及び取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者証交付時にジェネリック利用を促進するシール等を同封する。</li> <li>●服用中の先発医薬品をジェネリックに切り替えた場合、薬にかかる自己負担額がどの程度軽減されるかを記載した「差額通知」を作成し、通知することで保険給付費の削減を図る。</li> </ul> <p>ジェネリック差額通知実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>対象月数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>192</td> <td>217</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table> <p>ジェネリック医薬品利用率（平成 29 年 3 月調剤分） 数量ベース</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>智頭町</p> <p>先発品 39.9% 後発品 44.4% 代替可能先発品 15.7%</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>鳥取県平均</p> <p>先発品 35.6% 後発品 42.8% 代替可能先発品 21.6%</p> </div> </div> <p>金額ベース</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>智頭町</p> <p>先発品 72.5% 後発品 16.5% 代替可能先発品 11.0%</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>鳥取県平均</p> <p>先発品 72.7% 後発品 15.9% 代替可能先発品 11.4%</p> </div> </div> <p>※内…現状、外…最大適用時</p>		平成 26 年度	27 年度	28 年度	実施回数	3	4	4	対象月数	3	4	4	実施件数	192	217	173
	平成 26 年度	27 年度	28 年度														
実施回数	3	4	4														
対象月数	3	4	4														
実施件数	192	217	173														

#### 4. 健康づくりへの取り組み

##### (1) 特定健康診査事業

目的	<p>特定健康診査（以下、特定健診とする。）の目的は、高血圧や脂質異常症、糖尿病に代表される生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者やその予備群を早期に発見し、対象者に生活習慣の改善につながる指導を行うことである。</p> <p>循環器系の疾患（脳卒中、虚血性心疾患、高血圧）は、国民医療費全体の20%を占めており、特定健診には、この循環器系疾患をはじめとする生活習慣病の早期発見と予防により、医療費削減につなげていく狙いがある。健診受診者を増やし、課題である肥満、血圧高値、脂質異常、高血糖の者を早期発見する。</p>														
目標値	<p>特定健診受診率（特定健診対象者は年間約1,500人。毎年度30人程度（対象者の2%にあたる）の新規受診者を増やすことを目標とする。）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度 実績</th> <th>平成28年度 実績</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健診受診率</td> <td>32.3%</td> <td>34.2%</td> <td>34.5%</td> <td>35.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※本計画は毎年見直しを行うため、直近の実績を元に目標値を設定している。そのため、数年に1回の見直しとなるデータヘルス計画、特定健康診査等実施計画とは目標値が異なっている。</small></p>						平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度	平成30年度	特定健診受診率	32.3%	34.2%	34.5%	35.0%
	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度	平成30年度											
特定健診受診率	32.3%	34.2%	34.5%	35.0%											
取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全年代の未受診者に対し年に1回は受診勧奨を個別通知等で行う。</li> <li>●広報、告知端末、ホームページ、新聞折込広告、ポスター等で、健診の必要性や受診方法について啓発する。</li> <li>●生活習慣病治療中の者に対して、治療中でも特定健診が必要であることを、広報や告知端末、ホームページ、個人通知等で啓発する。主治医からも同様の説明をしてもらうよう、東部医師会等と連携する。</li> <li>●健康ポイント事業<sup>*</sup>の対象とし、特定健診受診のきっかけとする。</li> </ul> <p><small>※住民の健康に対する意識の向上と住民健診の受診を推進することを目的に、健康づくり事業に参加した住民、または住民健診を受診した住民に対しポイントを交付するもの。</small></p>														

##### (2) 特定保健指導事業

目的	<p>メタボリックシンドロームを改善し、動脈硬化への進展、狭心症や心筋梗塞、脳血管疾患等の発生防止につなげる。</p>																								
目標値	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度 実績</th> <th>平成28年度 実績</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施率</td> <td>46.3%</td> <td>52.8%</td> <td>53%</td> <td>53%</td> </tr> <tr> <td>動機付け支援 対象者数割合</td> <td>9.6% (45人)</td> <td>8.9% (42人)</td> <td>9%</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>積極的支援 対象者数割合</td> <td>4.7% (22人)</td> <td>2.3% (11人)</td> <td>6%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※住民の健康に対する意識の向上と住民健診の受診を推進することを目的に、健康づくり事業に参加した住民、または住民健診を受診した住民に対しポイントを交付するもの。</small></p>						平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度	平成30年度	実施率	46.3%	52.8%	53%	53%	動機付け支援 対象者数割合	9.6% (45人)	8.9% (42人)	9%	9%	積極的支援 対象者数割合	4.7% (22人)	2.3% (11人)	6%	6%
	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度	平成30年度																					
実施率	46.3%	52.8%	53%	53%																					
動機付け支援 対象者数割合	9.6% (45人)	8.9% (42人)	9%	9%																					
積極的支援 対象者数割合	4.7% (22人)	2.3% (11人)	6%	6%																					
取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定保健指導対象者に特定保健指導の必要性を説明し、特定保健指導へと結びつける。積極的支援は本町管理栄養士と保健師が、動機付け支援は本町保健師が中心となって実施する。</li> <li>●特定保健指導対象者については、次年度の特定健診結果を確認し、前年度の健診結果と比較して、検査値が改善しているか確認する。</li> </ul>																								

### (3) 特定健康診査後の受診勧奨

目的	特定健診の結果、生活習慣病の治療中でない者で、血圧、脂質、血糖の値が要医療値の者に対して紹介状を発行し、生活習慣病の早期治療、重症化予防をはかる。
目標及び取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>●生活習慣病の治療中でない者で、以下のいずれかに該当する対象者全員に紹介状を発行し、医療機関受診の動機付けを行う。<ul style="list-style-type: none"><li>・収縮期血圧 160mmHg 以上 または 拡張期血圧 100mmHg 以上</li><li>・中性脂肪 300mg/dl 以上 または HDL コレステロール 34mg/dl 未満 または LDL コレステロール 160mg/dl 以上</li><li>・空腹時血糖 126mg/dl 以上 または HbA1c6.5%以上</li></ul></li><li>●紹介状発行者で、医療機関から診察結果についての返信がない場合は、対象者に受診の有無を確認し、未受診であれば受診勧奨を行う。</li></ul>

### (4) 特定健康診査後の食事指導

目的	糖尿病治療中にも関わらず、特定健診の結果、血糖の値が要医療値の者に対して食事指導を行い、検査値の改善、糖尿病の重症化を予防する。
目標値	<ul style="list-style-type: none"><li>●個別食事指導実施率 90%</li><li>●食習慣の改善がみられた者 食事指導を実施した者の 30%</li></ul>
取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>●対象者はすでに糖尿病治療中で空腹時血糖 126mg/dl 以上、または HbA1c6.5%以上の者とする。</li><li>●特定健診結果通知後 1～2 か月以内に、管理栄養士が電話指導を行う。</li><li>●電話指導の 2 か月後にアンケートを実施し、食生活の改善状況について把握する。</li><li>●次年度の特定健診結果を確認し、検査値が改善しているかを確認する。改善していない場合は、再度電話等で指導を行う。</li></ul>

### (5) 特定健康診査後の健康教室

目的	特定健診の結果、血糖の値が要指導値の者に対して健康教育を実施し、検査値の正常化を目指す。
目標値	<ul style="list-style-type: none"><li>●参加者 20 名。</li></ul>
取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>●対象者は前年度の特定健診の結果、空腹時血糖 100mg/dl 以上 125mg/dl 以下、または HbA1c5.6%以上 6.4%以下の者とする。</li><li>●教室案内は個別に文書で通知する。</li><li>●全 7 回の教室とする。糖尿病予防に関する知識の伝達、運動の実践、試食、グループワーク等で内容を構成する。</li><li>●教室開始時と終了時に血液検査を行い、検査値の改善がみられたか評価する。また教室開始時に立てた目標を達成できているか確認する。</li></ul>

### (6) 智頭町ドック事業

目的	生活習慣病の早期発見、早期治療、重症化予防を目的とする。 特定健診に必要な項目を含んでいるため、40 歳以上の国保加入者の場合は、ドックを受診することで特定健診の受診率向上にもつながる。
----	--

<p>目標及び 取り組みの 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者と定員は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・智頭町ドック：30歳以上69歳以下の住民（定員180名）</li> <li>・脳ドック：40、45、50歳の住民（定員30名）</li> </ul> </li> <li>●結果説明会を智頭病院へ委託して実施する。</li> <li>●ドックの結果、国保被保険者で特定保健指導対象者となった者への特定保健指導を本町で実施する。</li> <li>●保険の種類を問わず、要医療者等への受診勧奨、食事指導は前述（3）（4）に準じて行う。</li> </ul>
-------------------------------	---

### Ⅲ. その他の取り組み

#### 1 特定健康診査情報提供事業

目的	生活習慣病治療中であっても特定健診を受診すべきであるが、諸事情により特定健診を受けない場合は、本人の同意を得た上で医療機関での検査結果を本町国保に情報提供することで特定健診受診率の向上を図るとともに、健康課題の把握と、適正医療や被保険者への啓発につなげる。
目標及び取り組みの方向性	医療機関での検査結果が智頭町国保に情報提供できるよう、鳥取県東部医師会と契約を結ぶ。

#### 2. 全国健康保険協会（協会けんぽ）鳥取支部との取り組み

目的	国保・協会けんぽ双方が抱える健康課題解決のために、連携協働して事業を実施する。
目標及び取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>●医療費や特定健診結果の分析を数年（協会けんぽと協議）ごとに行い、健康課題を抽出する。特に県平均と比較して課題である部分について数値の改善に取り組む。</li><li>●疾患の早期発見、治療のため特定健診、がん検診の受診啓発を行う。</li></ul> [連携内容] <ul style="list-style-type: none"><li>・住民向けの健診案内を作成し、全戸配布</li><li>・集団健診前に新聞折込を実施</li></ul>

